(2)　リ・ジェソン
（別名：リ・チェソン）
Ri Je-son
(also known as Ri Che-son)
役職：ジェネラル・ビューロー・オブ・アトミック・エナジー総局長
Director of the General Bureau of Atomic Energy (GBAE)
生年月日：1938年
(3)　ファン・ソクハ
Hwang Sok-hwa
役職：ジェネラル・ビューロー・オブ・アトミック・エナジー局長
Director in the General Bureau of Atomic Energy (GBAE)
(4)　リ・ホンソプ
Ri Hong-sop
役職：ヨンビョン・ニュークリアー・リサーチ・センター元局長
Former director, Yongbyon Nuclear Research Center
生年月日：1940年
(5)　ハン・ユロ
Han Yu-ro
役職：コリア・リョンガクサン・ジェネラル・トレーディング・コーポレーション総社長
Director of Korea Ryongaksan General Trading Corporation

○経済産業省告示第二百五十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十四条の規定により、同法第三十九条に規定する登録調査機関である株式会社関電エネルギーソリューションが確認調査を行う事業所について平成二十一年七月二十一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第五十条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月二十四日

経済産業大臣　二階　俊博

変更する登録調査機関の住所及び確認調査の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号

○国土交通省告示第七百九十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の六の規定に基づき、社団法人寒地港湾技術研究センターから登録確認機関の住所及び登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地を変更する旨の届出があったので、同法五十六条の二の十七第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月二十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録確認機関の住所及び登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地の変更

（変更前）北海道札幌市北区北七条西二丁目八番地北ビル9階

（変更後）北海道札幌市北区北十一条西二丁目セントラル札幌北ビル5階

二　変更年月日　平成二十一年七月十三日

○国土交通省告示第七百九十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十一年八月一日から同年八月二日までの毎日午前六時から午後七時までの間に限る。）。

平成二十一年七月二十四日

国土交通大臣　金子　一義

福岡県柳川市大字本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

○国土交通省告示第七百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

矢ケ谷川支川左支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目九番内四等三角点後山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二七八度五六分五四秒　六〇・六〇七メートルの地点　一号

標柱一号から一四六度四九分一一秒　二・一八二メートルの地点　二号

標柱二号から二二一度四四分二〇秒　三・一二〇メートルの地点　三号

標柱三号から二〇四度五三分五九秒　三・六六二メートルの地点　四号

標柱四号から二八六度二五分五七秒　四六・二九八メートルの地点　五号

標柱五号から三〇一度二七分五二秒　四一・一一〇メートルの地点　六号

標柱六号から三八度一七分四五秒　四七・四五七メートルの地点　七号

標柱七号から五一度〇分五六秒　五一・八〇〇メートルの地点　八号

標柱八号から一七度五五分二七秒　七七・二三三メートルの地点　九号

標柱九号から六三度一八分三秒　四一・〇四五メートルの地点　十号

標柱十号から二二度三〇分五三秒　一一〇・七七二メートルの地点　十一号

標柱十一号から三三四度二七分三八秒　七五・六〇八メートルの地点　十二号

標柱十二号から五〇度〇分〇秒　七一・三一四メートルの地点　十三号

標柱十三号から一二八度五五分三七秒　二六・一八七メートルの地点　十四号

標柱十四号から一五七度三三分四〇秒　一四四・四〇二メートルの地点　十五号

標柱十五号から二三七度〇分一六秒　五二・八八七メートルの地点　十六号

標柱十六号から二二四度五八分一七秒　二・八二四メートルの地点　十七号

標柱十七号から一九七度五八分一六秒　二・三四三メートルの地点　十八号

標柱十八号から一六六度二六分三六秒　一・九七一メートルの地点　十九号

標柱十九号から一五六度一四分五四秒　七・三九九メートルの地点　二十号

標柱二十号から一四一度五五分三一秒　一・九八八メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から一三四度一〇分三秒　五・六四六メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から一七五度八分三六秒　二・五〇四メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から一七五度七分一秒　二・二三二メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から一六九度二四分四六秒　〇・七六二メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から一八〇度一二分二二秒　三・六一四メートルの地点　二十六号

標柱二十六号から一八二度〇分一〇秒　三・六〇五メートルの地点　二十七号

標柱二十七号から一七六度一六分二七秒　七・〇九四メートルの地点　二十八号

標柱二十八号から一七五度三四分二九秒　二・七六二メートルの地点　二十九号

標柱二十九号から二四九度二六分三八秒　〇・〇二六メートルの地点　三十号

標柱三十号から一七七度八分五五秒　一・〇四五メートルの地点　三十一号

標柱三十一号から一五九度二七分一四秒　三・三八二メートルの地点　三十二号

標柱三十二号から一五九度二五分五四秒　一・〇九六メートルの地点　三十三号

標柱三十三号から二四三度三八分一〇秒　〇・六三七メートルの地点　三十四号

標柱三十四号から二四〇度一三分四二秒　一・〇六三メートルの地点　三十五号

標柱三十五号から二三七度一四分二三秒　一・六五八メートルの地点　三十六号

標柱三十六号から二二八度二二分三三秒　二・〇五三メートルの地点　三十七号

標柱三十七号から二一七度三五分四六秒　二一・二九〇メートルの地点　三十八号

標柱三十八号から二一七度二三分二〇秒　二一・六一一メートルの地点　三十九号

標柱三十九号から一九二度一九分二九秒　三・五三二メートルの地点　四十号

標柱四十号から一七四度四四分五四秒　一・八一四メートルの地点　四十一号